

第2章 建設予定地の位置及び周辺地域の環境の特性

2.1 建設予定地の状況

1) 地形の状況

建設予定地は、近畿自動車道紀勢線(阪和自動車道)南紀田辺インターチェンジの北側、田辺市ごみ処理場と稲成川に挟まれた山地部に位置している(図2.1-1参照)。

北側の南北方向の谷と南側の東西方向の谷の二つの谷で構成され、北からの沢と西からの沢が途中で合流して東に向かい稲成川に合流している。稲成川合流付近の標高は約10mであり、上記の二つの谷の合流点の標高は約30m、谷を挟む稜線の標高はおよそ100～130mである。山腹斜面の地形勾配は、概して急峻であり40°以上であるが、稜線付近の斜面勾配は緩くなっている。

2) 地質の状況

建設予定地は、四万十帯の牟婁帯北西部に位置し、古第三系牟婁層群(西谷層)が分布する。岩質は砂岩層、砂岩がち砂岩泥岩互層および礫岩層からなり、地層の割れ目に沿って地下水が浸透した部分で風化が進行している。そのため、谷には、斜面崩壊による土砂・礫が厚く堆積している。



凡 例



建設予定地



S=1:12,000

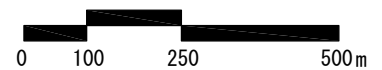


図2.1-1 建設予定地の位置

2.2 人口

1) 人口の推移

各市町における人口の推移の状況は表 2.2-1 に示すとおりであり、平成 20 年から平成 25 年にかけて横ばいもしくは減少傾向にある。

表 2.2-1 人口の推移

地区名	単位：人					
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
田辺市	83,299	82,537	81,938	81,191	80,475	80,117
新宮市	33,052	32,600	32,383	32,124	31,769	31,509
みなべ町	14,612	14,432	14,328	14,217	14,036	13,917
白浜町	23,998	23,760	23,600	23,418	23,206	23,024
上富田町	15,287	15,305	15,239	15,196	15,201	15,302
すさみ町	5,210	5,079	4,989	4,876	4,764	4,691
那智勝浦町	18,153	17,936	17,745	17,499	17,160	17,049
太地町	3,644	3,548	3,491	3,428	3,406	3,404
古座川町	3,417	3,357	3,298	3,236	3,162	3,133
串本町	19,729	19,426	19,130	18,808	18,479	18,191
計	220,401	217,980	216,141	213,993	211,658	210,337

注：住民基本台帳（平成25年3月31日現在）

資料：和歌山県統計年鑑、和歌山県ホームページ和歌山情報館

「市町村別住民基本台帳人口及び世帯数」：県市町村課

2) 人口及び世帯数

各市町における人口及び世帯数の状況は表 2.2-2 に示すとおりである。

平成 25 年 3 月 31 日現在、人口は 210,337 人、世帯数は 96,854 世帯、世帯あたり人口は 2.17 人となっている。

表 2.2-2 人口及び世帯数等の状況

地区名	単位：人		
	人口	世帯数	世帯あたり人口
田辺市	80,117	35,714	2.24
新宮市	31,509	15,712	2.01
みなべ町	13,917	4,798	2.90
白浜町	23,024	11,190	2.06
上富田町	15,302	6,434	2.38
すさみ町	4,691	2,328	2.02
那智勝浦町	17,049	8,345	2.04
太地町	3,404	1,671	2.04
古座川町	3,133	1,621	1.93
串本町	18,191	9,041	2.01
計	210,337	96,854	2.17

注：住民基本台帳（平成25年3月31日現在）

資料：和歌山県統計年鑑、和歌山県ホームページ和歌山情報館

「市町村別住民基本台帳人口及び世帯数」：県市町村課

2.3 産業

1) 産業分類別就業者数

産業分類別就業者数の状況は表 2.3-1 に示すとおりであり、各市町ともに第三次産業就業者が最も多く、そのうちでもサービス業が最も多くなっている。

表 2.3-1 産業分類別就業者数

区分		平成22年										合計
		田辺市	新宮市	みなべ町	白浜町	上富田町	すさみ町	那智勝浦町	太地町	古座川町	串本町	
第一次産業	農林水産業	4,807	322	2,834	653	541	248	458	99	137	602	10,701
第二次産業	鉱業	4	6	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	建設業	3,016	1,285	430	814	646	211	530	94	104	582	7,712
	製造業	3,897	837	1,078	914	837	181	453	89	70	301	8,657
	小計	6,917	2,128	1,508	1,728	1,485	392	983	183	174	883	16,381
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	199	118	16	46	37	6	27	9	-	22	480
	運輸・通信業	1,602	642	216	386	325	63	385	67	43	297	4,026
	卸売・小売業、飲食店	9,182	3,955	1,114	3,485	1,470	405	2,521	363	226	1,919	24,640
	金融・保険業	699	358	73	126	105	23	133	22	15	110	1,664
	不動産業	378	159	33	159	64	23	52	19	4	30	921
	サービス業	10,924	4,514	1,344	3,082	2,333	638	2,342	489	404	2,525	28,595
	公務	1,424	653	160	355	251	118	319	103	114	529	4,026
	小計	24,408	10,399	2,956	7,639	4,585	1,276	5,779	1,072	806	5,432	64,352
分類不能の産業		613	386	16	25	75	4	28	-	14	51	1,212
合計		36,745	13,235	7,314	10,045	6,686	1,920	7,248	1,354	1,131	6,968	92,646

注：平成22年10月 1日現在

資料：「平成25年刊行 和歌山県統計年鑑」（総務省統計局「国勢調査報告書」）

2.4 土地利用

1) 建設予定地周辺の土地の状況

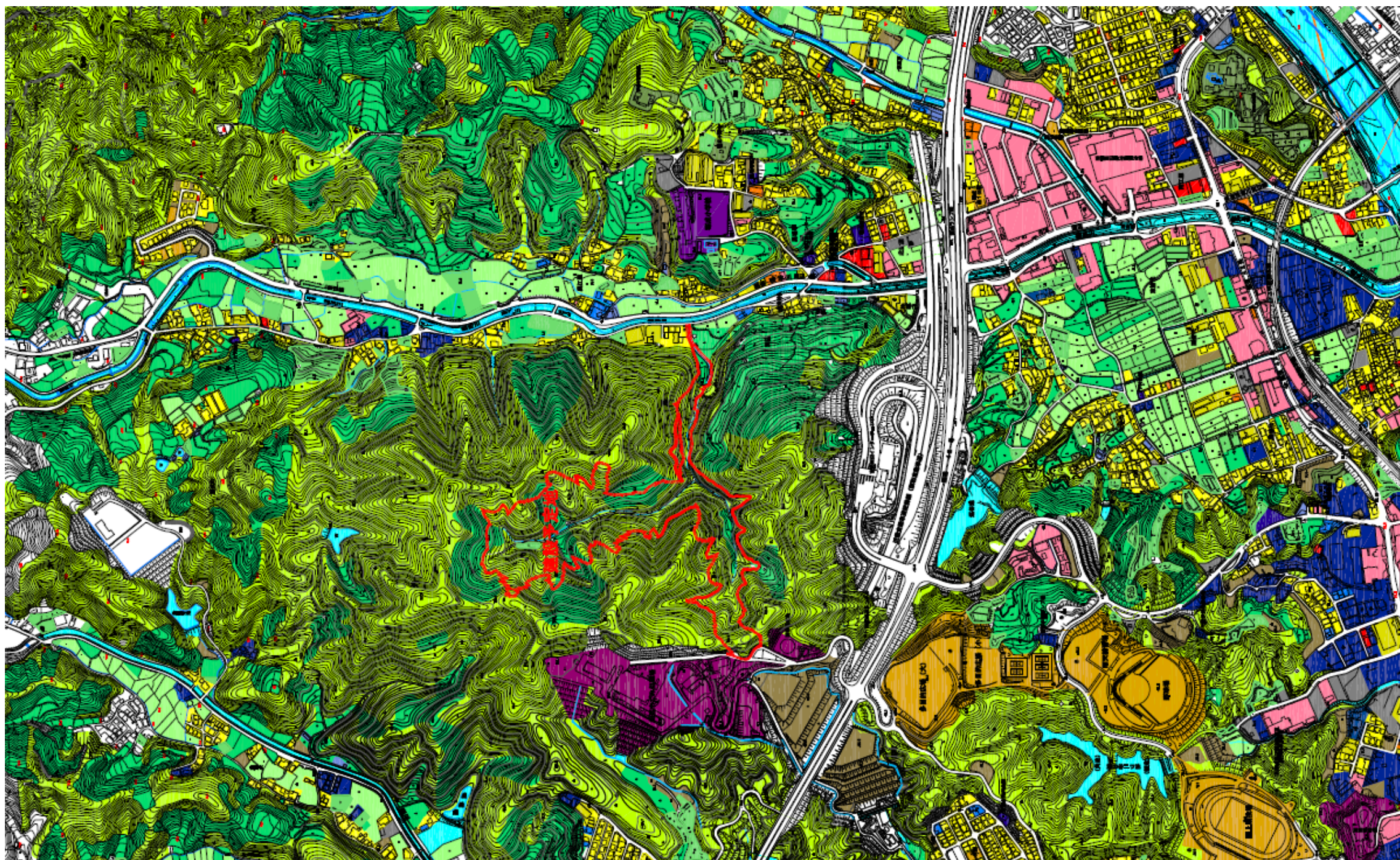
建設予定地は、主として山林、樹園地となっている（図 2.4-1 参照）。

その北側には概ね同様の土地利用状況であり、近畿自動車道紀勢線を挟んだ南側は、住宅系、商業系、工業系地域が混在した状況となっている。

東側は、山林、樹園地、住宅が混在しており、埋立地から最寄りの住宅までは約 300m の距離である。

なお、埋立地から最寄りの環境上の保全を要する施設（教育施設、福祉施設、医療施設）は稲成小学校で埋立地から約 500m の距離にある。

(空白)



凡 例		
項 目	色 系	
住宅系	独立住宅	黄色
	集合住宅	赤色
商業系	事務所建築物	青色
	専用商業施設	赤色
	住・商併用建物	赤色
工業系	専用工場	青色
	住・工併用工場	青色
	倉庫等	青色
空地系	公園・運動場等	黄色
	未利用地	茶色
	農林漁業施設	茶色
農業系	田	緑色
	畑	緑色
	樹園地	緑色
	官公庁施設	紫色
公共系	教育施設（幼稚園、学校）	紫色
	福祉施設（保育園、社会福祉施設）	紫色
	医療施設（病院・診療所）	紫色
道路		白色
鉄道		白色
山林		緑色
河川・池沼		青色
神社・仏閣		緑色
その他		灰色
候補地		赤色

図 2-4-1 土地利用平面図

(甲 亥)

2) 法令に基づく土地の状況

(1) 都市計画法

田辺市における都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域指定状況は表 2.4-2 に示すとおりである。

都市計画区域の約 32%が用途地域に指定されている。

用途地域は、全体の約 36%が第 1 種住居地域、次いで約 17%が準工業地域、第 1 種中高層住居専用地域となっている。

なお、建設予定地は用途地域の指定はされていない。

表 2.4-2 都市計画区域及び用途地域指定状況（田辺市）

区分		面積 (ha)	構成比率 (%)
区 計 都 域 画 市	都市計画区域	4,143	100.0
	用途地域	1,332	32.2
用 途 地 域	第 1 種低層住居専用地域	152.0	11.4
	第 1 種中高層住居専用地域	230.0	17.3
	第 2 種中高層住居専用地域	118.0	8.9
	第 1 種住居地域	483.0	36.3
	準住居地域	20.0	1.5
	近隣商業地域	6.0	0.4
	商業地域	59.0	4.4
	準工業地域	232.0	17.4
	工業地域	32.0	2.4
	計	1332.0	100.0

資料：「田辺都市計画用途地域図」平成 24 年 3 月 30 日

(2) 森林法

建設予定地は、森林法に基づく保安林として指定されていない。

(3) 農業振興地域の整備に関する法律

建設予定地の一部は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域として設定されている。

(4) 宅地造成等規制法

建設予定地は、宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事規制区域として設定されている。

2.5 水利用

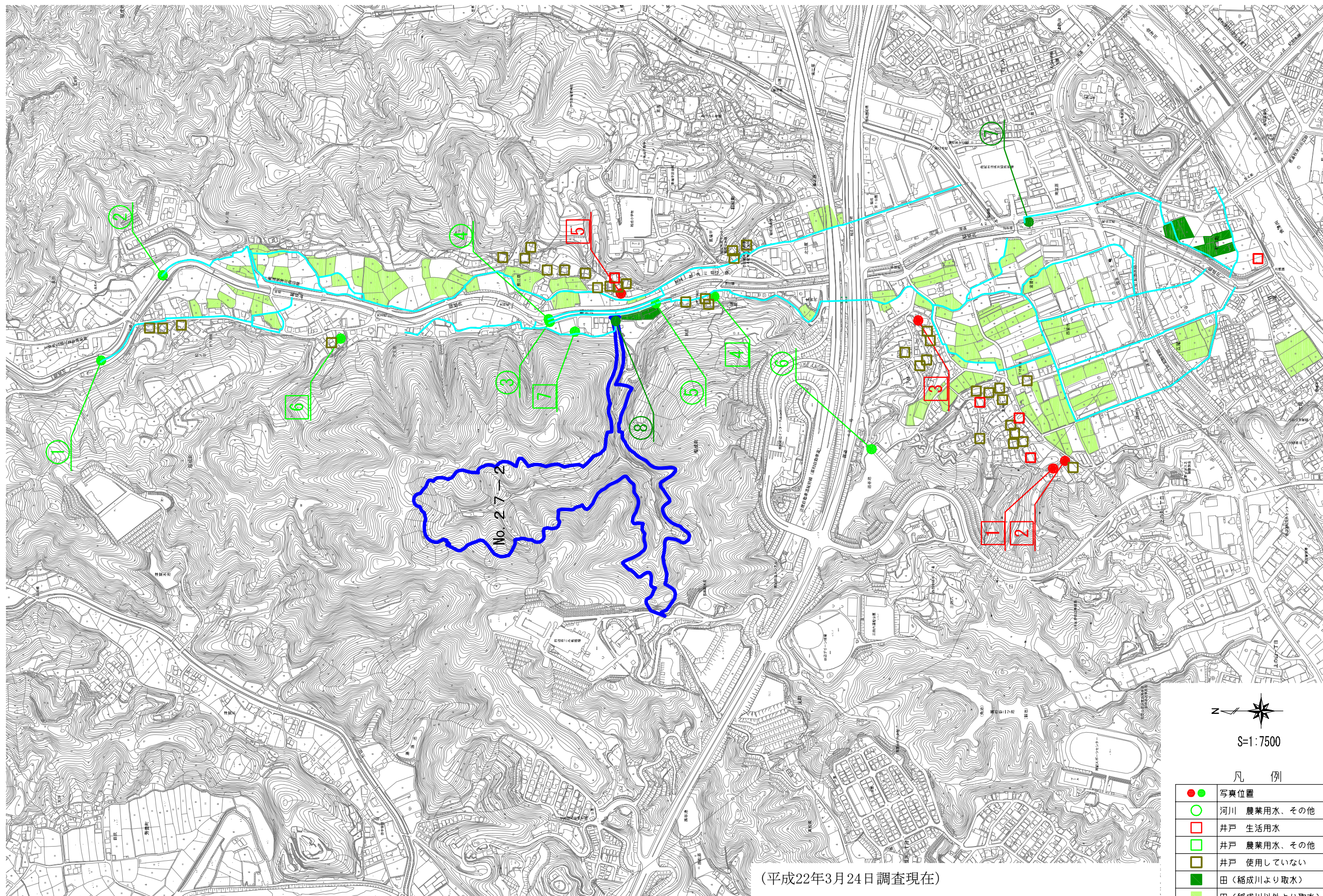
建設予定地周辺の水利用状況は表 2.5-1 及び図 2.5-1 に示すとおりである。

これより、生活用水としての井戸の利用が多くみられた。また、農業用水としての水利用が確認された。

表 2.5-1 利水調査結果

				稲成			
				全体		処理水放流予定地点より下流域	
						箇所数	利用世帯数
生活用水	河川	表流水	飲料水	0 箇所	0 戸	0 箇所	0 戸
			飲料水以外	0 箇所	0 戸	0 箇所	0 戸
		伏流水	飲料水	0 箇所	0 戸	0 箇所	0 戸
			飲料水以外	0 箇所	0 戸	0 箇所	0 戸
	井戸	飲料水	0 箇所	0 戸	0 箇所	0 戸	
		飲料水以外	9 箇所	7 戸	9 箇所	7 戸	
		古井戸	39 箇所	0 戸	24 箇所	0 戸	
農業用水	河川	表流水（頭首工等）		5 箇所		2 箇所	
		伏流水（ポンプ等）		0 箇所		0 箇所	
	井戸			2 箇所		1 箇所	

注:「平成 21 年度最終処分場候補地選定業務 報告書 平成 23 年 3 月 財団法人紀南環境整備公社」より抜粋。



N
S=1:7500

凡 例

●	写真位置
○	河川 農業用水、その他
□	井戸 生活用水
□	井戸 農業用水、その他
□	井戸 使用していない
■	田（稲成川より取水）
■	田（稲成川以外より取水）
—	用水路

(平成22年3月24日調査現在)

「平成21年度 最終処分場候補地選定調査業務 報告書」
平成23年3月 財団法人紀南環境整備公社 より抜粋

図2.5-1 水利用状況調査（稲成地区）

(甲 亥)

2.6 関係法令等の指定・規則等

1) 大気汚染に係る基準

(1) 環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は表 2.6-1 に示すとおりである。

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない場所以外の地域に適用されるため、建設予定地に対して適用される。

表 2.6-1 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準について（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号） 二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号） 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日 環境省告示第33号）						
物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素	微小粒子状物質
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
測定方法	溶液導電率法または紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り除かれる粒子をいう。						

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について（平成9年2月4日 環境庁告示第4号）

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。				

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び
土壌汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。		

2) 騒音に係る基準

(1) 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は表 2.6-2 に示すとおりである。

環境基準は類型指定された地域に対して、類型毎の基準が適用されるが、建設予定地は類型指定されておらず、適用外である。

表 2.6-2 騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の 類 型	時 間 区 分		該 当 地 域
	昼 間	夜 間	
A A	50 デシベル 以下	40 デシベル 以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
A 及び B	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
C	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下	C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

道路に面する地域

地 域 の 区 分	時 間 区 分	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下

注：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

但し、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注：平成 12 年 3 月 28 日 環境庁告示第 20 号

注：時間区分は次のとおり

注：昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～午前 6 時

(2) 法・条例による規制

工場騒音は「騒音規制法」又は「和歌山県公害防止条例」に定める特定施設について規制されており、これらの特定施設の例は表 2.6-3、またその規制基準（排出基準）は表 2.6-4 に示すとおりである。送風機、空気圧縮機などが設置される計画施設は特定施設に該当し、建設予定地は用途地域の指定がされていないため、「騒音規制法」の基準値は適用されないが、「和歌山県公害防止条例」の排出基準（第 2 種区域）が適用される。

自動車騒音は「騒音規制法」に基づき、表 2.6-5 に示すとおり規制されている。

建設作業騒音は「騒音規制法」に基づき表 2.6-6 に示すとおり規制されている。建設予定地にて実施する工事は特定建設作業に該当するが、建設予定地は用途地域の指定がされていないため、基準値は適用されない。

表 2.6-3 主な特定施設の概要

法・条例の区分	主な特定施設		備 考
	施 設	規模能力	
・騒音規制法 ・和歌山県公害防止条例	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上	

注：騒音規制法施行令（昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号）

注：和歌山県公害防止条例施行規則（昭和 47 年 4 月 18 日 規則第 57 号）

表 2.6-4 騒音規制法又は和歌山県公害防止条例に基づく特定工場等の騒音の規制基準

単位：dB

区域 時間の区分	昼間	朝、夕	夜間
	8 時～20 時	6 時～8 時、 20 時～22 時	22 時～翌日 6 時
第 1 種区域	50	45	40
第 2 種区域	55	50	45
第 3 種区域	65	60	55
第 4 種区域	70	65	60
第 5 種区域	65	55	45

注 1：田辺市における騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等（田辺市告示第 72 号）

注 2：和歌山県公害防止条例施行規則（昭和 47 年 4 月 18 日 規則第 57 号）

注 3：測定点は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。

注 4：第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域における当該基準は、上記の値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする（和歌山県公害防止条例施行規則、排出基準では、第 1 種区域についても 5 デシベルを減じた値とする）。

注 5：区域の区分は次のとおりとする。

なお、（県）は、和歌山県公害防止条例施行規則、排出基準を示す。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域（県のみ）

第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域（県のみ）及び準住居地域、指定地域の存する市町村の地域のうち、当該指定地域以外の区域（県のみ）

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第 4 種区域：工業地域及び工業専用地域（県のみ）

第 5 種区域：上記区域以外の区域（県のみ）

表 2.6-5 道路交通騒音の要請限度

区 域 の 区 分	時 間 区 分	
	昼 間 6 : 00～22 : 00	夜 間 22 : 00～6 : 00
a 区域及びb 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注 1 : 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号)

注 2 : 田辺市における騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等 (田辺市告示第 72 号)

注 3 : 評価の指標は等価騒音レベル

注 4 : 区域の区分

- 1 a 区域 : 第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
- 2 b 区域 : 第 1 種住居地域、準住居地域
- 3 c 区域 : 近郊商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
- 4 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の車線を有する市町村道とする。
- 5 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 m、2 車線を超える場合は、同境界線から 20 m までの範囲とする。

表 2.6-6 特定建設作業騒音に伴って発生する騒音の規制基準

地域区分 項目	第 1 号区域	第 2 号区域
音量の基準値	85 デシベル以下 (敷地の境界線における音量)	
夜間作業の限度	午後 7 時から翌日の午前 7 時までの間の作業に伴う騒音でないこと	午後 10 時から翌日午前 6 時までの間の作業に伴う騒音でないこと
作業時間の限度	1 日 10 時間を超えて行われる作業に伴って発生する騒音でないこと	1 日 14 時間を超えて行われる作業に伴って発生する騒音でないこと
作業期間の限度	連続して 6 日を超えて作業を実施しないこと	
日曜休日の制限	日曜日その他の休日に行われる作業に伴う騒音でないこと	

注 1 : 昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号

注 2 : 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

注 3 : 第 1 号区域 : 工場等の規制基準の第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域並びに第 4 種区域のうち学校、病院等から概ね 80 メートル以内の地域

注 4 : 第 2 号区域 : 第 4 種区域のうち第 1 号区域以外の区域

3) 振動に係る基準

(1) 法・条例による規制

工場振動は「振動規制法」又は「和歌山県公害防止条例」に定める特定施設について規制されており、これらの特定施設の例は表 2.6-7 に、またその規制基準（排出基準）は表 2.6-7 に示すとおりである。空気圧縮機などが設置される計画施設は特定施設に該当し、建設予定地は用途地域の指定がされていないため、「振動規制法」の基準値は適用されないが、「和歌山県公害防止条例」の排出基準（第 1 種区域）が適用される。

道路交通振動は「振動規制法」に基づき、表 2.6-9 に示すとおり規制されている。

建設作業振動は「振動規制法」に基づき表 2.6-10 に示すとおり規制されている。建設予定地にて実施する工事は特定建設作業に該当するが、建設予定地は用途地域の指定がされていないため、基準値は適用されない。

表 2.6-7 振動規制法に基づく規制の概要

法・条例の区分	主な特定施設		備 考
	施 設	規模能力	
・振動規制法 ・和歌山県公害防止条例	圧 縮 機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上	

注：振動規制法施行令（昭和 51 年 10 月 22 日、政令第 280 号）

注：和歌山県公害防止条例施行規則（昭和 47 年 4 月 18 日 規則第 57 号）

表 2.6-8 振動規制法又は和歌山県公害防止条例に基づく特定工場等の振動の規制基準

単位：dB

地 域		時 間	昼間 午前 8 時から 午後 8 時まで	夜間 午後 8 時から 午前 8 時まで
第 1 類 区域	第一種低層住居専用地域			
	第二種低層住居専用地域（県のみ）			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
	第一種住居地域			
	第二種住居地域（県のみ）			
	準住居地域 用途地域の定めのない地域（県のみ）		60	55
第 2 類 区域	近隣商業地域			
	商業地域			
	準工業地域 工業地域		65	60

注 1：田辺市における振動規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等（田辺市告示第 73 号）

注 2：和歌山県公害防止条例施行規則（昭和 47 年 4 月 18 日 規則第 57 号）

注 3：敷地境界における値である。

注 4：病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

注 5：（県）は、和歌山県公害防止条例施行規則、排出基準を示す。

表 2.6-9 道路交通振動の要請限度

単位：dB

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 8：00～20：00	夜 間 20：00～8：00
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

注 1：振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日、総理府令第 58 号）

注 2：田辺市における振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等（田辺市告示第 73 号）

注 3：区域の類型該当区域

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、準住居地域

第 2 種区域：近郊商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 2.6-10 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

地域区分 項目	第 1 号区域	第 2 号区域
振動の大きさ	特定建設作業の場所の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものとしないこと	
夜間作業の限度	午後 7 時から翌日の午前 7 時までの間の作業に伴う振動でないこと	午後 10 時から翌日午前 6 時までの間の作業に伴う振動でないこと
作業時間の限度	1 日 10 時間を超えて行われる作業に伴って発生する振動でないこと	1 日 14 時間を超えて行われる作業に伴って発生する振動でないこと
作業期間の限度	連続して 6 日を超えて作業を実施しないこと	
日曜休日の制限	日曜日その他の休日に行われる作業に伴う振動でないこと	

注 1：振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）

注 2：基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

注 3：第 1 号区域：工場等の規制基準の第 1 種区域の 1、第 2 種区域の 1 並びに第 2 種区域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80 メートル以内の地域

注 4：第 2 号区域：第 2 種区域の 2 のうち第 1 号区域以外の区域

4) 悪臭

(1) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、以下に示す「敷地境界における悪臭物質の規制基準」、「気体排出口における規制基準」、「排出水中における規制基準」により規制しているが、悪臭防止法第 3 条の規定により田辺市が指定を行っている地域はない。

なお、「和歌山県公害防止条例」においては、次の施設を規制の対象としているが、建設予定地に設置される施設でこれらに該当するものはない。

- ① 飼料又は肥料の製造及び配合の用に供するもの
 - ・ 原料置場
 - ・ 蒸留施設
 - ・ 乾燥施設
 - ・ 粉碎施設
- ② 鶏ふんの処理に供する乾燥施設
- ③ 動物の飼料又は収容の用に供する飼料調理施設
- ④ 酵素剤の製造に供する乾燥施設
- ⑤ アクリル樹脂の製造若しくは加工の用に供する貯蔵施設
- ⑥ 塗装の用に供する吹付施設
- ⑦ その他知事が必要と認めて指定する悪臭を発生する施設

5) 水質汚濁

(1) 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は表 2.6.11-1 に示すとおりである。

人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシンに関する環境基準は全水域に適用され、生活環境に係る環境基準は類型指定された水域に対して、類型毎の環境基準が適用される。建設予定地に最も近い河川は稲成川で、類型指定はされていない。

なお、地下水に関する環境基準はすべての地下水に適用される。

表 2.6-11(1/6) 水質汚濁に係る環境基準

(人の健康の保護に関する環境基準)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チラウム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注)・基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

・水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 2.6-11(2/6) 水質汚濁に係る環境基準
(生活環境の保全に関する環境基準)

【河川】

ア

項目 類型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以下	50MPN /100mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以下	1,000MPN /100mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以下	5,000MPN /100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以下	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以下	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以下	—

注：・基準値は、日間平均値とする。

・水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

イ

項目 類型	基 準 値		
	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注：基準値は、年間平均値とする。

表 2.6-11 (3/6) 水質汚濁に係る環境基準
(生活環境の保全に関する環境基準)

【湖沼】

ア

項目 類型	基 準 値				
	水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以下	—
C	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と	2mg/L 以上	—

注)・水質汚濁に係る環境基準について (昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

イ

項目 類型	基 準 値	
	全 窒 素	全 磷
I	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下

注)・基準値は、年間平均値とする。

・水質汚濁に係る環境基準について (昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

ウ

項目 類型	基 準 値		
	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

表 2.6-11 (4/6) 水質汚濁に係る環境基準
(生活環境の保全に関する環境基準)

【海域】

ア

項目 類型	基 準 値				
	水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	検出されない こと
B	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	—	検出されない こと
C	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

イ

項目 類型	基 準 値	
	全 窒 素	全 磷
I	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	1.0mg/L 以下	0.09mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

ウ

項目 類型	基 準 値		
	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

表 2.6-11 (5/6) 水質汚濁に係る環境基準
(地下水)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全 シ ア ン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六 価 ク ロ ム	0.05mg/L 以下
ヒ 素	0.01mg/L 以下
総 水 銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チ ラ ウ ム	0.006mg/L 以下
シ マ ジ ン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下
セ レ ン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ほ う 素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

表 2.6-11 (6/6) 水域のダイオキシン類に係る環境基準

基 準 値	備 考
1 pg-TEQ/L 以下であること。	・ 公共用水域及び地下水について適用する。 ・ 年間平均値とする。 ・ ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

(2) 法・条例による規制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定している「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」、「廃棄物最終処分場性能指針」及び「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」によれば、放流水質は表 2.6-12 に示す排水基準を満足しなければならない。

また、ダイオキシン類について、廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により 10pg-TEQ/L と定められている（表 2.6.13 参照）。

表 2.6-12 (1/2) 排水基準

項 目		基 準 値	
アルキル水銀化合物		検出されないこと。	
水銀及びアルキル水銀その他の総水銀化合物		0.005	mg/L 以下
カドミウム及びその化合物		0.1	mg/L 以下
鉛及びその化合物		0.1	mg/L 以下
有機燐化合物		1	mg/L 以下
六価クロム化合物		0.5	mg/L 以下
砒素及びその化合物		0.1	mg/L 以下
シアン化合物		1	mg/L 以下
P C B		0.003	mg/L 以下
トリクロロエチレン		0.3	mg/L 以下
テトラクロロエチレン		0.1	mg/L 以下
ジクロロメタン		0.2	mg/L 以下
四塩化炭素		0.02	mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン		0.04	mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン		1	mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4	mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン		3	mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.06	mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		0.02	mg/L 以下
チラウム		0.06	mg/L 以下
シマジン		0.03	mg/L 以下
チオベンカルブ		0.2	mg/L 以下
ベンゼン		0.1	mg/L 以下
セレン及びその化合物		0.1	mg/L 以下
ほう素及びその化合物	海域外	50	mg/L 以下
	海 域	230	mg/L 以下
ふっ素及びその化合物		15	mg/L 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		アンモニア性窒素に 0.4 を乗じた値、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計 200mg/L 以下	
1,4-ジオキサン		0.5	mg/L 以下

注 1：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 2 日 総理府令第 35 号）

注 2：「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3：「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

表 2.6-12 (2/2) 排水基準

項 目	基 準 値
水素イオン濃度（水素指数）	5.8 以上 8.6 以下（河川及び湖沼） 5.0 以上～9.0 以下（海域）
生物化学的酸素要求量	60mg/L 以下（指針：20 mg/L 以下）
化学的酸素要求量	90mg/L 以下 （指針：50 mg/L 以下 ただし、海域及び湖沼に 排出される場合）
浮遊物質	60mg/L 以下 （指針：30 mg/L 以下 ただし、ばいじんまたは 燃えがらを埋め立てる場合 10 mg/L 以下） （ガイドライン：10 mg/L 以下）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物類）	30mg/L 以下
フェノール類含有量	5mg/L 以下
銅含有量	3mg/L 以下
亜鉛含有量	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下
クロム含有量	2mg/L 以下
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）以下
りん含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）以下

注 1：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 2 日 総理府令第 35 号）

注 2：海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。

注 3：窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき 9000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

注 4：燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

注 5：指針とは、「廃棄物最終処分場性能指針（平成 12 年 12 月）」を示す

注 6：ガイドラインとは、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（平成 9 年 1 月）」を示す。

表 2.6-13 維持管理基準

項 目	維持管理基準 (pg-TEQ/L)
ダイオキシン類	10

注：ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成 12 年 1 月 14 日総理府・厚生省令第 2 号）

6) 土壌

(1) 環境基準

環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準は表 2.6-13、表 2.6-14 に示すとおりである。

表 2.6-13 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
ひ素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る）において土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チラウム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

表 2.6-14 土壌中のダイオキシンに係る環境基準

基 準 値	備 考
1,000pg-TEQ/g 以下	・基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。 ・廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。 ・環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施すること。

注：平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号